市第 142 号議案

横浜市地域ケアプラザ条例及び横浜市老人福祉施設条例 の一部改正

横浜市地域ケアプラザ条例及び横浜市老人福祉施設条例の一部を 改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例 (番号)

横浜市地域ケアプラザ条例及び横浜市老人福祉施設条例 の一部を改正する条例

(横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正)

第1条 横浜市地域ケアプラザ条例(平成3年9月横浜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「介護予防通所介護」という。)、介護保険法」を「同法」に改める。

第7条第2項第1号中「、介護予防通所介護」及び「又は旧介護保険法」を削り、同項第2号中「旧介護保険法又は介護保険法」を「同法」に改め、「介護予防通所介護又は」を削る。

(横浜市老人福祉施設条例の一部改正)

第2条 横浜市老人福祉施設条例(昭和38年12月横浜市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「介護予防通所介護」という。)、介護保険法」を「同法」に改め、同条第3項第2号中「、介護予防通所介護」を削る。

第8条第2項第1号中「、介護予防通所介護」及び「又は旧介護保険法」を削り、同項第2号中「旧介護保険法又は」及び「介護予防通所介護又は」を削る。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係 法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令 の整備等に関する省令の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、 横浜市地域ケアプラザ条例及び横浜市老人福祉施設条例の一部を改 正する必要があるので提案する。

参考

横浜市地域ケアプラザ条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(事業等)

第2条 プラザは、次の事業を行う。

(第1号から第4号まで省略)

老 人 福 祉 法 (昭 和 38 年 法 律 第 133 号) 第 10 条 の 4 第 1 項 第 2 号の措置に係る者、介護保険法(平成9年法律第 123 号)第8 条第7項に規定する通所介護(以下「通所介護」という。)、 同条第18項に規定する認知症対応型通所介護(以下「認知症対 応型通所介護」という。)、<mark>同法</mark>地域における医療及び介護の総合 的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平 成 26 年 法 律 第 83 号) 第 5 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 介 護 保 険 法 (以下「旧介護保険法」という。)第8条の2第7項に規定する 介護予防通所介護(以下「介護予防通所介護」という。)、介 護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通 所介護(以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。)又 は同法第 115 条の45 第 1 項第 1 号口に規定する第 1 号通所事業 (同法第 115 条の45の3 第1項に規定する指定事業者により行 われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。)の サービスを受ける者その他市長が必要と認める者(その者を現 に養護する者を含む。)への通所による便宜の供与

(第6号から第10号まで及び第2項から第6項まで省略) (利用料金)

第7条 (第1項省略)

- 2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市 長の承認を得て定めるものとする。

 - (2) 第 2 条第 1 項第 5 号に規定する市長が必要と認める者への通 所による便宜の供与にあっては、介護保険法第 7 条第 4 項に規 定する要支援者に対する同法 旧介護保険法又は介護保険法 より定められた 介護予防通所介護又は 1 定第 1 号通所事業のサ ービスに係る費用の額

(第3号から第5号まで省略)

横浜市老人福祉施設条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(事業)

第3条 (第1項省略)

- 2 特別養護老人ホームは、次の事業を行う。ただし、第1号及び 第4号の事業は、横浜市新橋ホームにおいてのみ行う。
 - (i) 法第10条の4第1項第2号の措置に係る者、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護(以下「通所介護」という。)、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護(以下「認知症対応型通所介護」という。)、同法

おける医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「介護予防通所介護」という。)、介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護(以下「介護予防認知症対応型通所介護(以下「介護予防認知症対応型通所介護(以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。)又は同法第115条の45第1項第1号に規定する第1号通所事業(同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。)のサービスを受ける者その他市長が必要と認める者(その者を現に養護する者を含む。)への通所による便宜の供与

(第2号から第4号まで省略)

3 老人福祉センターは、次の事業を行う。ただし、第2号の事業は、横浜市野毛山荘及び横浜市戸塚柏桜荘においてのみ行う。

(第1号省略)

(2) 法第10条の4第1項第2号の措置に係る者、通所介護、認知症対応型通所介護 症対応型通所介護 、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型 通所介護又は指定第1号通所事業のサービスを受ける者その他 市長が必要と認める者(その者を現に養護する者を含む。)へ の通所による便宜の供与

(利用料金)

第8条 (第1項省略)

2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

市第142号

- (2) 第3条第2項第1号及び同条第3項第2号に規定する市長が必要と認める者への通所による便宜の供与にあっては、要支援者に対する 旧介護保険法又は 介護保険法又は 作 介護予防通所介護又は 指定第1号通所事業のサービスに係る 費用の額

(第3号から第7号まで、第3項及び第4項省略)